

Q 後継者への事業承継を円滑にする事業承継税制について主な改正の内容を教えてください。

A

- ①雇用確保要件の見直し
人手不足を踏まえた小規模企業の雇用確保要件が緩和されました。
- ②生前贈与のリスクを軽減
贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について相続時精算課税制度の適用を可能とし、生前贈与が行いやすくなりました。

●改正概要●

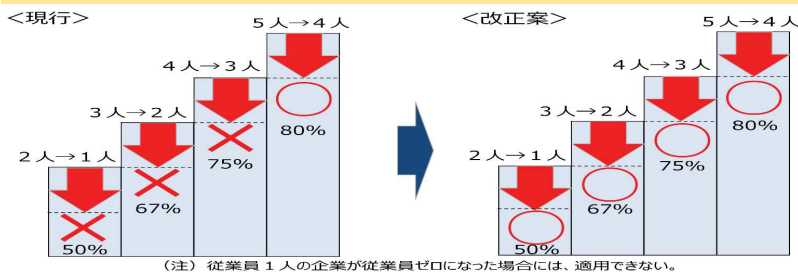
①適用要件の緩和

減税

・雇用確保要件 (注) について、その計算上一人未満の端数を切り捨てることとなります。

(注)雇用確保要件とは、経営承継期間(5年間)平均で、贈与又は相続開始時の常時使用従業員数の8割以上を確保することをいいます。

(例) 現行 4人×80%=3.2人⇒4人 (1人辞めてもダメ) 改正後 4人×80%=3.2人⇒3人 (1人辞めてもOK)



出典：中小企業庁

②生前贈与のリスク軽減

減税

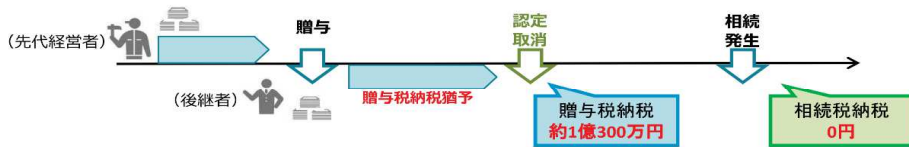
・相続時精算課税制度との併用が認められるため、認定が取り消された場合にも贈与税率は20%となります。

【事例】・総議決権株式数10000株、1株30000円、株価総額3億円。
・先代経営者は株式全体の2/3(2億円)を保有しており、後継者へ当該株式の全株を移転する。その他の資産なし。
・相続人は後継者1名のみ。

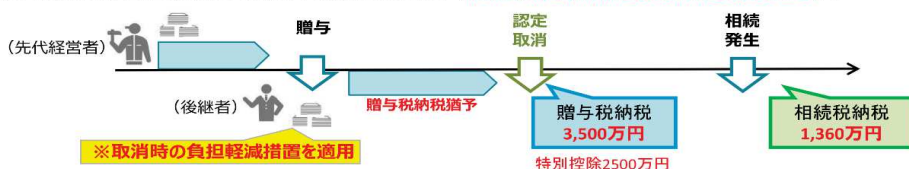
①【相続により自社株式を取得した場合】



②【贈与税の納税猶予の適用を受けたが、取り消された場合】(現行制度)



③【贈与税の納税猶予の適用を受けたが、取り消された場合(相続時精算課税制度との併用を認める場合)】



※納付税額は、先代経営者の息子が後継者になることを前提に算出。(利子税は考慮外)
※親族外承継の場合、親族外の後継者には相続税額の2割に相当する金額が加算される。また、贈与税額も高くなるケースがある。

出典：経済産業省

納税額

4,860万円

贈与税の納税猶予の適用を受けたが取消された場合には、税負担が高額になる。

現行 認定取り消し時の贈与税が過大

約1億300万円

取消し時の税負担を相続税と同額に

改正 相続時精算課税により贈与税が軽減

4,860万円

①平成29年4月1日以後に贈与(相続)報告基準日が到来する者について適用開始

②平成29年1月1日以後の贈与について適用開始

POINT

従業員数2~4人の企業で従業員数が減少した企業のうち約8割が、従業員1人しか減少していないというアンケート結果から、今回の改正でこれらの企業も雇用要件を満たすことが可能となりました。